

[収集運搬用]
事業系一般廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（甲）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

収集運搬業者（乙）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と収集運搬業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場（別表1）から排出される事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

（法令等の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

（乙の事業範囲）

第2条 乙は、この契約の締結に当たり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

【収集運搬に関する事業範囲】

許可番号：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の範囲：許可証の通り

許可の条件：許可証の通り

（廃棄物の種類及び数量）

第3条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量、契約金額及び廃棄物の運搬先は別表2のとおりとする。

（甲乙の責任範囲）

第4条 甲は、法令等に基づき、不要物を廃棄物、産業廃棄物、有価物等に分別するとともに、適正に保管・管理しなければならない。

2 乙は、甲から委託された廃棄物をその積込み作業の開始から前条に規定する運搬先における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。

- 3 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 4 乙が第2項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 5 第2項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務（以下「本業務」という。）を他人に委託してはならない。

（義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

第7条 乙は甲から委託された本業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

（業務の一時停止）

- 第8条 乙は、甲から委託された廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（報酬・消費税・支払い）

- 第9条 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集運搬業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する本業務に関する報酬は、第3条に定める契約金額に基づき算出する。
 - 3 甲の委託する本業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
 - 4 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
 - 5 前4項によらず、具体的な支払方法について別紙覚書で支払い条件の定めのある場合にはそれによる。

（内容の変更）

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は本業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた事業系一般廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって第3条に規定する運搬先に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(契約の有効期間)

第14条 本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。

追加条文、付則等

別表 1

	排出場所名称	排出場所住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

